

令和8年4月10日
世田谷区

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

1 業務概要

(1) 件名

令和8年度世田谷区立砧小学校水泳指導等業務委託

(2) 業務内容

本件は、世田谷区立砧小学校（以下「当該校」）の近郊に位置する公営・私立学校の屋内プールを活用して当該校の水泳指導を実施し、児童の泳力向上を図ることを目的とする業務委託である。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年9月18日まで（予定）

※本契約は単年度ごとに締結するものとし、令和8年度から令和10年度までの間についても、本事業に係る予算配当があること及び前年度の履行が良好であることを条件に、双方協議の上、引き続き同一の事業者と随意契約を締結できることとする。

(4) 提案限度額

提案限度額は3,308,690円（税込み）とする。受託経費見積書の見積金額が提案限度額を超えている場合、失格とする。

2 プロポーザルに参加できる者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による

再生手続開始の申立てがされていないこと。

- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 令和3年度～令和7年度に世田谷区または他自治体の小・中学校における水泳指導の受託実績があること。
- (7) 区が設置する本件選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

本件審査委員（公告日時点）

施設計画課長 奥 清人（審査委員長）

世田谷区立砧小学校校長 神田 光子

世田谷区立砧小学校副校長 木村 広一

教育指導課長 東城 良尚

3 受託候補事業者を選定するための評価基準

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか。
- (2) 指導及びカリキュラムの内容（学習指導要領への理解、配慮が必要な児童への支援、児童の学年・泳力に応じたカリキュラム等）は適切であるか。
- (3) 水泳指導員の採用方法・採用基準等（資格要件、経験年数、必要とする資質等）は適切であるか。
- (4) 水泳指導員の研修体制・内容（学習指導要領への理解、配慮が必要な児童への支援等）は適切であるか。
- (5) 指導を実施するにあたっての視点及び工夫（学習指導要領への理解、児童の人権の尊重、配慮が必要な児童への支援、意欲を向上させて効果的な指導を行う手法等）は適切であるか。
- (6) 本業務の実施体制（区との連絡・連携体制、水泳指導員の配置・管理の実施体制 労務管理の体制）は適切であるか。
- (7) 個人情報保護に関する考え方が適切であり、管理体制が整備されているか。
- (8) 業務実施計画（事業の開始準備及び事業実施についての計画）は妥当であるか。
- (9) アピールしたい特徴として記載された内容は、本業務実施にあたって効果が期待できるか。
- (10) 類似業務に係る受託実績は本業務を実施するのに十分であるか。
- (11) 受託経費見積は妥当か。

4 手続き等

(1) 担当課

世田谷区教育政策・生涯学習部施設整備課

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区役所西棟 1階 (102 番窓口)

(土・日曜日、祝日並びに月～金曜日の正午～13時を除く、9時～17時)

電話 03-5432-2663

(2) 実施要領等の交付方法

①実施要領等は、以下の区ホームページに掲載する。参加を希望する事業者がダウンロードすること。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02430/32303.html>

(3) 質問の受付

①質問の受付期間は令和8年4月15日(水)17時までとする。

②以下のLoGoフォームにより質問を提出すること。

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1525956>

③質問に対する回答は令和8年4月17日(金)を予定しており、区ホームページにて公開する。

(4) 参加希望届出書の提出期限並びに提出方法

①提出期限は令和8年4月22日(水)17時までとする。

②以下のLoGoフォームにより提出すること。

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1525965>

(5) 提案書の提出期限及び方法

①提出期限は令和8年5月21日(木)17時までとする。

②以下のLoGoフォームにより提出すること。

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1525970>

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。

(3) 受付期限以降の差し替え及び再提出は不可とする。

(4) 提案内容については、世田谷区の許可なく公表及び使用することは禁止とする。

(5) 契約保証金は免除する。

(6) 契約時に契約書の作成を要する。

(7) 履行期間内における契約は履行状況が良好であることを条件に随意契約とする。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口は施設整備課とする。

- (9) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (10) 事業者からの提出物は返却しない。
- (11) 提出された書類は、審査事務に必要な範囲で複製することがある。
- (12) 提出された書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、世田谷区情報公開条例（平成13年条例第6号）に掲げるものを除き、必要により公表することがある。
- (13) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されない。
- (14) 砧小学校、その他関係施設（他の世田谷区立小・中学校等を含む）、近隣、児童等への問い合わせはその一切を禁止する。こうした行為が認められた場合、参加を辞退していただく場合がある。
- (15) 詳細は実施要領による。